

一般社団法人 高知県食品衛生協会入会のご案内

当協会は食品衛生の向上を図り、飲食に起因する食中毒などの危害の発生を防止し、消費者に安心・安全な食品を提供することを目的として、昭和32年に業界が自主的に設立し、知事の認可を受けた団体です。

食品衛生協会の事業は

協会は、次のような事業を通じて会員の衛生水準の向上と相互扶助を図っています。
入会されると、以下の特典があります。

共 済

食品衛生協会の会員であれば、加入できる食品事故等にかかわる共済制度です

年間売上高 3,000 万円以下の飲食店の場合

● 食品営業賠償共済

提供した飲食物に起因する事故に対する補償制度
年間掛金 2,700 円 ▶ (最高) 5,000 万円補償

● あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

飲食のみならず、業務遂行に起因する事故、施設に起因する事故、漏水による事故、事故発生時の消毒費用、休業補償など
年間掛金 8,500 円 ▶ (最高) 1 億円補償

検 査

安全な食品を自信をもって消費者に提供するためには、安全確認の検査を行う必要があります。会員には会員料金制度などの利便を図っています。

- 食品の規格基準検査
- 従事者の検便
- 食品添加物・重金属・農薬の検査
- 井戸水など飲料水の検査

厚生労働大臣登録検査機関
食品検査センター ☎ 088-822-6263

講習会の催開

- 食品衛生責任者養成講習会 (受講料 5,500 円)
- 食品衛生責任者実務講習会 (会員料金制度あり)
- 調理師試験準備講習会
- 食品衛生指導員の講習会・研修会



自主管理活動

専門研修を修了した食品衛生指導員による巡回指導を行っています。各施設を巡回し、衛生管理指導や最新の食品衛生情報の提供、各種のご相談に応じています。

表 彰

食品衛生の向上に功績のあった方や営業施設の衛生管理が優秀な施設、各施設において模範となる方を表彰しています。

- 食品衛生功労者・優良施設の表彰、優秀店表示事業

そ の 他

- 営業許可手続きの相談・許可更新の通知
- 食品衛生機材等の斡旋
- 高知県・高知市収入証紙の販売
- 食品衛生月間行事・消費者への啓発
- 食の安心・安全・五つ星事業
- 情報の提供



安心して利用できるお店選びの目安として「五つ星」プレートを店頭に掲示する事業です。



会 費

入会金：2,000 円

年会費：1,500 円 × 許可年数 (5 ~ 8 年)

業種、許可数により会費が異なりますので、詳しいことは各地区協会にお問合せください。

組 織



各地区協会

高知県東部食品衛生協会	安芸市矢ノ丸 1-4-36 安芸総合庁舎 安芸福祉保健所内	0887-34-1730
高知県中央東食品衛生協会	香美市土佐山田町山田 1128-1 中央東福祉保健所内	0887-53-2935
高知市食品衛生協会	高知市丸ノ内 1-7-45 総合あんしんセンター内	088-825-2933
高知県中央西食品衛生協会	高岡郡佐川町甲 1243-4 中央西福祉保健所内	0889-22-1900
高知県高幡食品衛生協会	須崎市東古市町 6-26 須崎第二総合庁舎 須崎福祉保健所内	0889-43-0722
高知県幡多食品衛生協会	四万十市中村山手通 19 幡多総合庁舎 幡多福祉保健所内	0880-35-2101